



法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H27.5.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更後	営業所	787870	論地簡易郵便局	○	鹿児島県霧島市溝辺町麓947-6	-	○	○	×	○	○	-	-
H27.5.7	移転	変更前	営業所	057490	弥富簡易郵便局	○	千葉県佐倉市岩富町386-2	-	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	営業所	057490	弥富簡易郵便局	○	千葉県佐倉市岩富町385-2	-	○	○	×	○	○	-	-
H27.5.7	移転	変更前	営業所	447190	新山簡易郵便局	○	京都府京丹後市峰山町荒山1175	○	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	営業所	447190	新山簡易郵便局	○	京都府京丹後市峰山町荒山1225-1	○	○	○	×	○	○	-	-
H27.5.7	移転	変更前	営業所	457740	大淀桜垣本簡易郵便局	○	奈良県吉野郡大淀町桜垣本85-6	○	○	○	×	○	○	-	-
		変更後	営業所	457740	大淀桜垣本簡易郵便局	○	奈良県吉野郡大淀町桜垣本1393-4	○	○	○	×	○	○	-	-
H27.5.11	移転・改称	変更前	郵便局	416820	大阪化繊ビル内郵便局	-	大阪府大阪市中央区瓦町4-6-8	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	416820	御堂筋本町郵便局	-	大阪府大阪市中央区瓦町4-2-14	-	○	○	○	○	○	-	-
H27.5.11	移転・改称	変更前	郵便局	543120	津山川南郵便局	-	岡山県津山市昭和町1-9-4	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	543120	津山大谷郵便局	-	岡山県津山市大谷152-1	-	○	○	○	○	○	-	-
H27.5.18	移転	変更前	郵便局	006440	赤羽二郵便局	-	東京都北区赤羽2-28-12	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	006440	赤羽二郵便局	-	東京都北区赤羽2-9-2	-	○	○	○	○	○	-	-
H27.5.18	移転	変更前	郵便局	512520	広島千田郵便局	-	広島県広島市中区千田町2-11-18	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	512520	広島千田郵便局	-	広島県広島市中区千田町3-11-1	-	○	○	○	○	○	-	-
H27.5.18	移転	変更前	郵便局	711130	熊本東海学園前郵便局	-	熊本県熊本市東区渡鹿8-13-10	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	711130	熊本東海学園前郵便局	-	熊本県熊本市東区渡鹿8-9-22	-	○	○	○	○	○	-	-
H27.5.18	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更後	営業所	817090	愛島簡易郵便局	○	宮城県名取市愛島笠島桜町67	-	○	○	×	○	○	-	-

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H27.5.18	移転	変更前	郵便局	833050	六原駅前郵便局	-	岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻丹藏堰3-11	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	833050	六原駅前郵便局	-	岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻中の町1-8	-	○	○	○	○	○	-	
H27.5.18	移転	変更前	郵便局	838210	手代森簡易郵便局	○	岩手県盛岡市手代森6-10-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	838210	手代森簡易郵便局	○	岩手県盛岡市手代森14-16-36	-	○	○	○	○	○	-	
H27.5.25	移転・改称	変更前	郵便局	010120	墨田吾妻橋郵便局	-	東京都墨田区吾妻橋2-3-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	010120	本所吾妻橋駅前郵便局	-	東京都墨田区吾妻橋2-3-13	-	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。